

法律科目試験 「公法系」 問題

I 次の事項について、それぞれ 400 字以内で説明しなさい。

- (1) 外国人の政治活動の自由
- (2) 委任立法の意義とその法的問題

II 次の事案を読んで、後の設問に 800 字以内で答えなさい。

生活保護の「不正受給」の問題が社会的関心事となる中、複数の人気芸能人の親兄弟が生活保護を受給している事実が報道され、国会でもこの問題が議論されるようになった。野党に属する参議院議員のYは、参議院予算委員会において、漫才師Xの父親Aが生活保護を受給していることを例に出して、生活保護の「不正受給」問題に対する政府の対応を批判した（2012年2月）。Yの質問のうち、関連部分は次のとおりである。なお、YはAが生活保護を受給している事実は確認したが、その他の事情について、XやAに問い合わせる等の調査は行っていない。

（前略）人気芸能人の親御さんなどが、生活保護を受けていることが問題になっています。でも、まだまだ氷山の一角です。たとえば、私の選挙区の出身の漫才師のXさん。一昨年の「お笑いグランプリ」で敗者復活戦から優勝を争って人気者になったあのXさんです。最近は毎日のようにテレビに出ていますよね。昨秋に出版した本はベストセラーだそうです。それなのに、Xさんのお父さんはまだ生活保護を受けているんです。著書の中で、夢ばかり追っかけるお父さんのせいでした苦労を面白おかしく書き、それでも、「僕は親父を愛している」と書いて、読者を感動させておきながら、自分の稼いだお金をお父さんに渡すのは嫌なんではしょうか。ともあれ、私が申し上げたいのは、生活保護の不正受給の問題は、まだまだ氷山の一角だ、ということです（後略）。

Xは2010年末の「お笑いグランプリ」で敗者復活戦から決勝戦に進出して2位となつてから突然、有名人となり、Xの高校生時代の貧困生活や漫才師としての下積み生活等を面白おかしく書いた著書も公刊され、ベストセラーとなった（2011年9月）。しかし、ギャラの約8割を所属事務所が受け取るため、2011年度のXの所得は300万円弱だった。また、「グランプリ」は準優勝だったため、Xは賞金を受け取っておらず、出版社の印税支払時期は6カ月後なので、Yの発言の時点でXはまだ印税を受け取っていなかった。

Aは3代続く宝飾品販売会社の社長であったが、バブル崩壊後に会社が倒産し、その後、いくつかの事業に手を出したがすべて失敗したため（その間に妻とも離婚）、2001年以降は建設現場等で働いていた。しかし、2005年以降、持病の糖尿病が悪化したため、建設現場等での労働が困難となり、2006年1月から生活保護を受けていた。

Yの発言以来、インターネット上ではXを誹謗中傷する膨大な書き込みが行われた。Xの所属事務所にも、Xを非難する投書が100通以上届いた。また、Yの発言を受けて、メディアがXのもとに殺到し、「不正受給」問題について厳しく質問した。Xは記者会見を開いて弁明したが、イメージの悪化は避けられず、テレビ番組等への出演の機会も激減した。

設問： XはYに対して損害賠償請求をしたいと考えている。Yによる憲法上の反論を踏まえて、Xの主張の妥当性を検討せよ。また、本件において、損害賠償が認められるか否かについて、自己の見解を述べよ。

Ⅲ 次の事案を読んで、後の設問に 800 字以内で答えなさい。

A市市長は、Bが所有する土地・建物（以下「本件土地等」という）について、2005 年以降、固定資産税等の賦課を決定（以下「本件処分」という）し、Bもこれに従い納税していた。ところが、Bは、本件処分の前提となる本件土地等の価格決定に誤りがあって高く評価されていたことに気づき、この誤りがなければ、本件土地等は固定資産課税台帳に登録された価格よりも低く評価されたはずだから、納税済み金額のうち過払い分（過納金）を取り戻すことができると考えた。Bは、この過納金相当額について、2012 年 11 月、国家賠償法 1 条 1 項に基づきA市に対し損害賠償を請求した。なお、Bは、本件土地等の固定資産課税台帳に登録された価格について、専門的・中立的機関とされる固定資産評価審査委員会に対し審査の申出を行ったことはない。これに対し、A市は、次の理由から国家賠償請求を行うことは許されないと主張した。

A市の主張：本件処分には無効原因はなく、取消原因があるにすぎないから、国家賠償法に基づき上記過納金相当額の損害賠償請求を認めることは、処分を取り消さないまま還付請求を認めるのと同じ効果が生じてしまい、地方税法に定める不服申立方法及び期間制限等の制度趣旨を潜脱するほか、処分の公定力をも否定するものである。

設問： A市の主張に対して、あなたがBの代理人となった場合、どのような反論ができるか。また、以上を踏まえ、どちらの主張が正当と考えるか、自己の見解を述べなさい。

（参考）

地方税法（抄）

（固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出）

第 432 条 固定資産税の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格……について不服がある場合においては、……公示の日から納税通知書の交付を受けた日後 60 日までの間において……、文書をもって、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる。……

（第 2 項以下略）

（争訟の方式）

第 434 条 固定資産税の納税者は、固定資産評価審査委員会の決定に不服があるときは、その取消しの訴えを提起することができる。

2 第 432 条第 1 項の規定により固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができる事項について不服がある固定資産税の納税者は、同項及び前項の規定によることによつてのみ争うことができる。